

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する掲示について

当院はオンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

○オンライン資格確認を行う体制を有しています。

○薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

1、施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 4点/月

2、1であって、オンライン資格確認等により情報を取得した場合 2点/月

※オンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、次のように特例措置が講じられ、令和5年4月から12月まで時限的に適用されます。

【初診時】

・マイナンバーカードを利用しない場合 4点/月(特例措置6点)

・マイナンバーカードを利用する場合 2点/月(特例措置2点)

【再診時】

・マイナンバーカードを利用しない場合 算定なし(特例措置2点)

・マイナンバーカードを利用する場合 算定なし(特例措置なし)

※過去に当院を受診されていた方でも、長期間受診歴がない場合や新たな疾患で受診された場合は初診料を算定する場合がございます。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証(マイナンバーカードの保険証利用)によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

令和5年4月10日

みちのく療育園メディカルセンター 施設長